

中核市とは？

－富士市の将来の在り方－

富士市は、中核市移行の検討を開始しました。小長井義正市長は、平成 29 年 12 月の市長選挙において中核市移行を検討することを表明し、平成 30 年度より市内プロジェクトチームを立ち上げ、具体的な検討に着手しています。平成 31 年 2 月には市長が「移行か否か」を表明するとしています。

中核市とは、人口 20 万人以上で、政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、「できる限り住民の身近なところで行政を行なう」という地方自治の理念を実現するため」に創設された制度に基づく都市です。

富士市は平成 13 年 4 月 1 日に特例市に移行していますが、平成 27 年 4 月に特例市制度は廃止され、中核市指定要件が「人口 20 万人以上の市」に変更となりました。

中核市が処理する主な事務

保健衛生に関する事務

- ・ 保健所の設置
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 温泉の利用許可
- ・ 旅館業・公衆浴場の経営許可

福祉に関する事務

- ・ 保育所の設置の認可、監督
- ・ 養護老人ホームの設置の認可、監督
- ・ 介護サービス事業者の指定
- ・ 身体障害者手帳の交付

教育に関する事務

- ・ 県費負担教職員の研修

環境に関する事務

- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ ばい煙発生施設の設置の届出の受理

まちづくりに関する事務

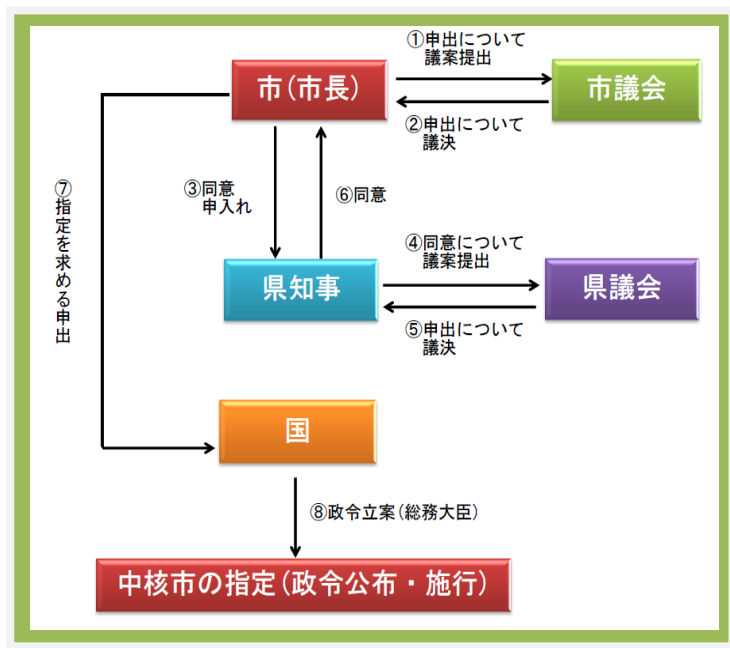
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

中核市市長会ホームページより

全国の中核市の状況は、平成 30 年 4 月 1 日までに 54 都市が移行。また現在、山形市、水戸市、福井市、四日市市など 10 都市が移行を表明しています。そして、富士市、厚木市、春日井市など 10 市が中核市への移行を検討しています。

中核市への移行のメリットは、「行政サービスの迅速化・効率化」、「地域の実情・特性に合った施策展開」、そして、「新たな自治体間連携」などが挙げられます。またデメリットとしては、「事務量の増加による財政支出の増加」、「専門職の確保」などが課題となっています。

中核市移行の指定までの手続き(総務省資料参考)



自治体間の連携は、中核市として、連携中枢都市圏宣言を行い、周辺都市と連携協約を締結、都市圏ビジョンを策定することによって「連携中枢都市圏」を実現することができます。

連携中枢都市宣言を行った都市は 32 市です。また圏域は 28 圏域で 253 市町村から構成されています。